

# 北海道自然環境保全指針のあらまし

## 1 指針の趣旨

私たちがすむ北海道は、四面を豊かな海に囲まれ、変化に富む山岳や天然林を主とする森林、広々とした湿原、美しい湖沼などが織りなす雄大な風景と様々な動植物が息づくすばらしい自然環境に恵まれています。

この自然は、私たち道民一人ひとりの生活の基盤であり、貴重な財産であることから、自然の恵みを将来にわたって享受できるよう自然のかけがえのなさを正しく認識し、行動する必要があります。

また、最近、自然とのふれあいを求めようとする傾向が強くなり、リゾート開発なども進みつつあることから、自然環境への開発インパクトが今後ますます強まるものと予想されます。

自然は一度破壊されると復元することが大変難しいため、これからは自然環境を保全するための取り組みを計画的に進めることが大切です。

このようなことから、本道の良好な自然環境を将来にわたって適切に保全していくため、すぐれた自然の地域や身近な自然の地域がどこに、どれくらいあり、これらの地域をどのようなレベルで保全していくのかを明らかにするとともに、自然環境の保護と利用に関する取り組みを長期的に進めていくための目標と方向を示すことを目的としてこの指針を策定しました。

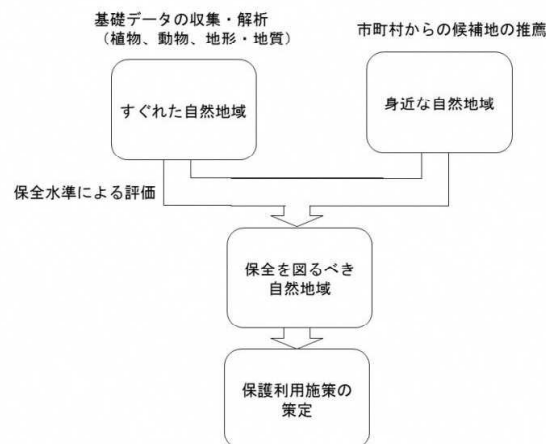
## 2 指針の性格

この指針は、本道の自然環境保全行政の運営指針となるものであり、道の新長期総合計画の理念の一つである「豊かな自然とよりよい環境」の実現をめざすものです。

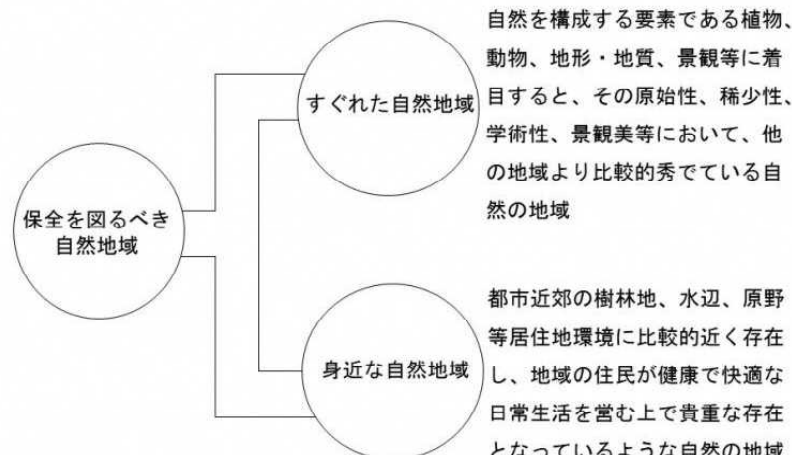
また、国に対しては要望的、市町村に対しては誘導的な性格をもつとともに、道民や事業者のみなさんには開発事業などの実施に当たって、構想の段階から自発的に自然環境への配慮をしていただくことを期待しています。

なお、この指針の内容は法令に基づく地域指定などとは異なり、法的な効力をもって規制するものではなく、本道の自然の適切な保護と節度ある利用について、道民や事業者、国や市町村などの行政機関が、それぞれの立場で自ら配慮するための道しるべとしての性格をもつものです。

## 3 指針の検討内容



## 4 保全を図るべき自然地域



\*この指針では、「保全」という言葉を自然の保護と利用の両方を含めた意味で使っています。したがって、自然を本来の姿で保つことはもちろん、私たちの生活のために永続的、合理的に活用することや損なわれた自然を復元したり、緑化することも保全なのです。

## 5 すぐれた自然の要素

自然を構成する要素を植物、動物、地形・地質の3種類に区分し、基礎データを収集・解析して、73種821のすぐれた自然の要素を抽出しました。これらのすぐれた自然の要素が隣り合ったり、重なりあっているものを一つの地域として整理した結果、166カ所の「すぐれた自然地域」が得られました。

### 資質水準別すぐれた自然の要素一覧表

#### I 植物

国際的視野における評価に基づくもの	全国的視野における評価に基づくもの	北海道的視野における評価に基づくもの	圏域的視野における評価に基づくもの
	大規模な原生林	原生林若しくはそれに近い森林	
		すぐれた天然林	天然林
	日本を代表する高山植生	すぐれた高山植生	高山植生
	特異な基岩に基づく植生	特異な基岩に基づく植生	特異な基岩に基づく植生
	日本を代表する湿原	すぐれた湿原	湿原
	特異な海岸植生	すぐれた海岸植生	海岸植生
	分布上重要な植物生育地	分布上重要な植物生育地	分布上重要な植物生育地
	日本を代表する自然草原	すぐれた自然草原	自然草原
	火山植生	火山植生	
			天然防風林

## II 動物

国際的視野における評価に基づくもの	全国的視野における評価に基づくもの	北海道的視野における評価に基づくもの	圏域的視野における評価に基づくもの
国際的レベルで重要な生物とその環境(タンチョウ)	水鳥類大規模飛来地 全国的レベルで重要な生物とその環境(ナキウサギ、タンチョウ、シマフクロウ、コモチカナヘビなど)	水鳥類主要飛来地 ナキウサギ繁殖地	水鳥類飛来地
	特殊鳥類繁殖地(クマガラ、オジロワシ)	特殊鳥類繁殖地(クマガラ)	特殊鳥類飛来地(タンチョウ、オジロワシ、オオワシなど)
		すぐれた森林性鳥類繁殖地	森林性鳥類繁殖地
		アオサギ主要集団繁殖地	アオサギ集団繁殖地
	海獣繁殖地	海獣回遊地	海獣回遊地 猛禽類繁殖地(ハヤブサ、チゴハヤブサなど)
	海鳥類大規模繁殖地 全国的にも類のない特有の魚類とその環境(イトウなど)	海鳥類主要繁殖地 オンヨロマコ(湖沼性)の生息地・イトウのすむ川(湖沼)・ヒブナのいる湖沼	海鳥類繁殖地 ヒメマスのいる湖沼
	全国的にも類のない特有の昆虫類とその環境(ウスバキチョウ、アサヒヒョウモンなど)	特異な昆虫等生息地	特異な昆虫生息地

## III 地形・地質

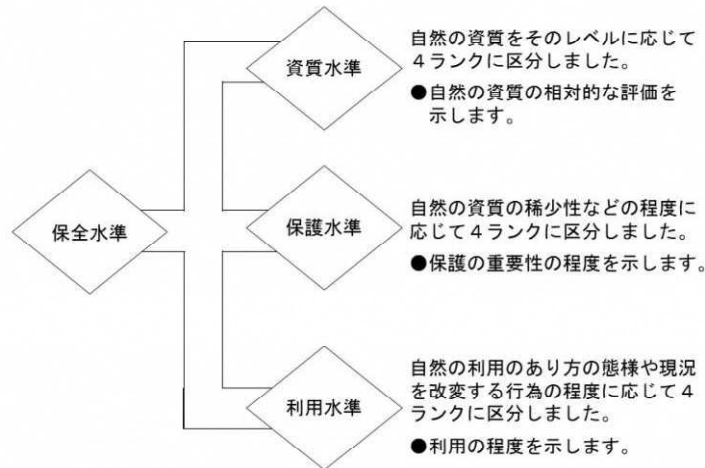
国際的視野における評価に基づくもの	全国的視野における評価に基づくもの	北海道的視野における評価に基づくもの	圏域的視野における評価に基づくもの
国際的レベルで重要な火山現象とその地形	全国的レベルで重要な火山現象とその地形		
	日本を代表する構造山地		地域を代表する山岳
国際的レベルで重要な天然湖沼	日本を代表する天然湖沼	すぐれた天然湖沼	良好な天然湖沼・すぐれた人工湖沼
	大規模海食崖	中規模海食崖	海食崖
		すぐれた砂丘・砂浜	良好な砂丘・砂浜
	日本を代表する特異な地形・景観日本を代表する寒冷地形	特異な地形・景観(火山島、大規模な砂嘴など)	特異景観(溪谷、自由蛇行河川など)
		全道を代表する展望地	良好な展望地

## 6 保全水準の設定

自然の資質を計量化して評価することは難しいため、これまで自然に対する評価が主観的になりがちでした。

しかし、自然環境の保全を科学的に進めるためには、自然の保護と利用のあり方を統一した判断基準で評価するものさしが必要です。

このため、自然の特質を総合的に評価する手段として保全水準(自然の評価基準)を設定しました。



開発行為などの実施に際しては、保護水準に掲げる保全のスタンダードの趣旨に沿って、自然環境の保全に自発的に配慮することが期待されます。

### 保全水準(自然の評価基準)

#### 1 資質水準

区分	内容
I 国際的レベル	国際的レベルで評価されるもの(地球的規模で分布の特異性やつながりを有し、あるいは移動・回遊する等、国際的視野で考慮に値し、本道がその存在に重要な役割を果たしているもの)。
II 全国的レベル	日本の国内的レベルで評価されるもの(国内的な規模で分布の特異性やつながりを有し、あるいは移動・回遊し、または、日本国内に生存地域が限られていたり、数や規模が減少またはその過程にある等、国内的視野で考慮に値し、本道がその存在に重要な役割を果たしているもの)。
III 北海道的レベル	道内の範囲及びその近接周辺地域や海域で評価されるもの(道内やその近接周辺地域・海域に生存が限られていたり、数や規模が減少またはその過程にあるものや、現状では問題がなくとも、利用のされ方によっては将来的に減少、悪化のおそれがあるものを含む)。
IV 圏域的レベル	自然的・社会的条件等に基づき区分した5つの圏域で、良好な自然として評価されるもの。

## 2 保護水準

区 分		保 全 の ス タ ン ダ ー ド
I	自然(動植物の生息、生育環境等)の資質が、[稀少、脆弱、不安定]	当該自然とその環境がそのままの状態維持できるように、周辺を含めて厳正な保全を図る。
II	自然(動植物の生息、生育環境等)の資質が、[やや稀少、脆弱、不安定]	当該自然とその環境が適切に維持できるように保全を図る。
III	自然(動植物の生息、生育環境等)の資質が、[やや普遍、安定]	当該自然の主要な部分あるいは要素について、保全を図る。
IV	自然(動植物の生息、生育環境等)の資質が、[普遍、安定]	各種土地利用計画、地域開発計画のなかで調和のとれた保全に努める。

\* 自然の資質については、稀少であるが安定しているという場合もあるので、すべての項目(例えば、稀少、脆弱、不安定)が同時に該当してはいくならないというわけではない。

## 3 利用水準

区 分	
I	自然の容量の範囲内での学術研究、徒歩による自然探勝等に利用を限定する。
II	原則的に徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞等の利用を図る。
III	自然と密着し、ふれあえる野外レクリエーション等の利用を図る。
IV	自然環境を生かした計画的な野外レクリエーション等の利用を図る。

## 7 保全水準による評価

保全水準は、「すぐれた自然地域」の内容であるすぐれた自然の要素を評価するものであり、「すぐれた自然地域」全体については評価していません。また、この保全水準は自然公園内の行為規制のような法令に基づく規制を伴うものでもありません。

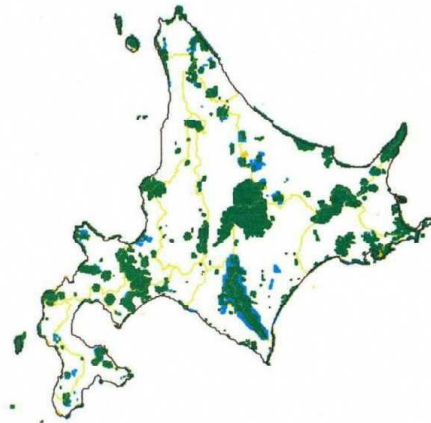
したがって、「すぐれた自然地域」において何らかの開発行為などを行なう場合は、あらかじめ調査を実施して、すぐれた自然の要素が存在するかどうか(貴重な動植物などがみられるかどうか)を確認し、保全水準による評価の趣旨に沿った自然環境への配慮を自発的に行なうことが大切です。

## 8 「すぐれた自然地域」の概要

本道は、全国土の2割を超える広大な面積をもつため、5つの圏域に区分して「すぐれた自然地域」をとりまとめました。



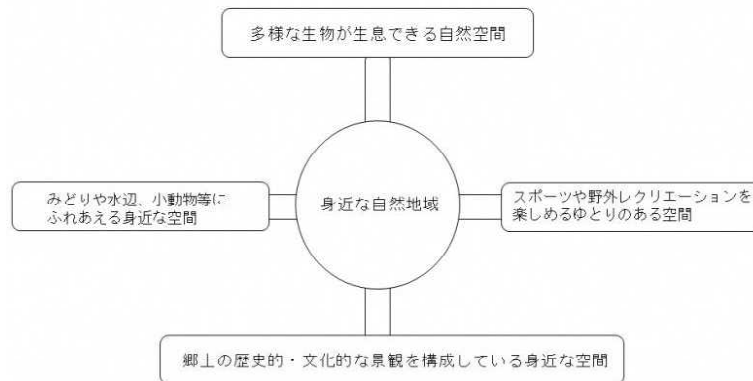
すぐれた自然地域図



■ すぐれた自然地域

### 9 「身近な自然地域」の概要

「身近な自然地域」は、私たちの身のまわりにある次のような自然です。



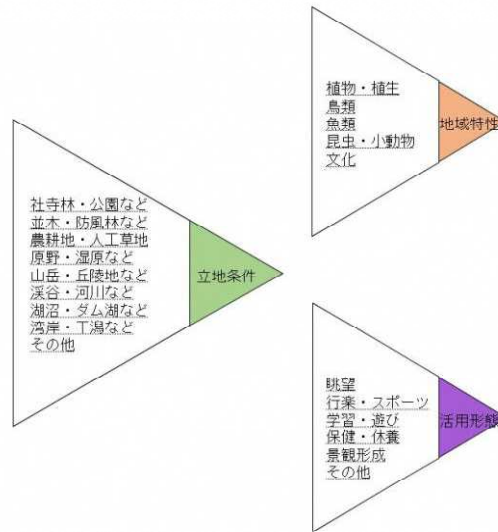
「身近な自然地域」は、各市町村から推薦していただいた候補地をもとに全道で1,401カ所を選定しました。

#### 身近な自然地域の圏域別箇所数等

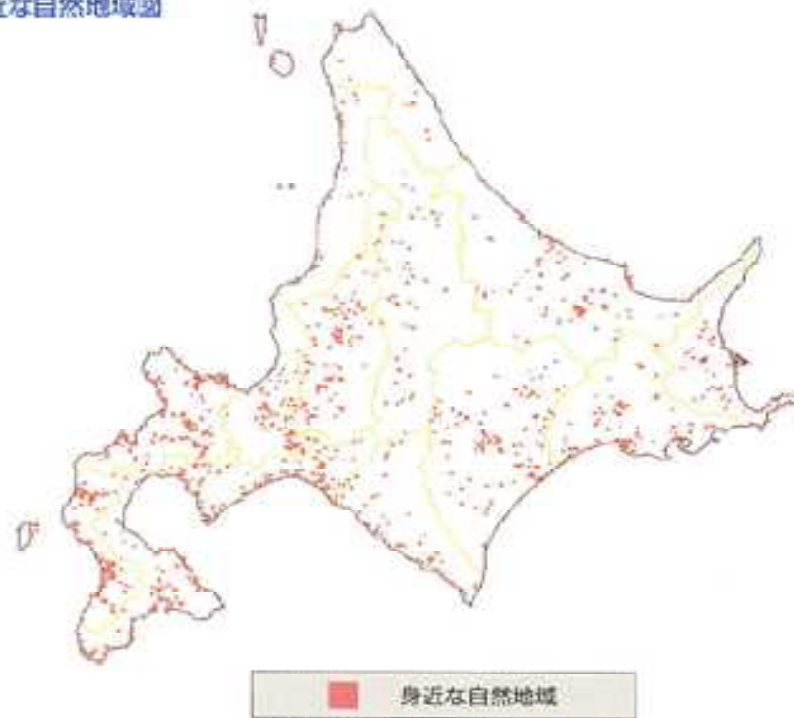
(単位 人口:千人 面積:千ha)

圏域	箇所数 (A)	人工 (B)	面積 (C)	市町村数 (D)	人口比 (B/A)	面積比 (C/A)	市町村比 (D/A)
道南	303	583	746	30	1.92	2.46	10.10
道央	481	3,165	1,745	70	6.58	3.63	6.87
大雪山・日勝	224	756	1,910	40	2.53	6.39	7.48
道東	299	756	1,910	40	2.53	6.39	7.48
道北	94	247	1,328	29	2.63	14.13	3.24
全道計	1,401	5,692	7,862	212	4.06	5.62	6.61

これらの地域を立地条件、地域特性、活用形態により次のように類型化しています。



身近な自然地域図



## 10 自然環境保全施策の推進

この指針で明らかにした「すぐれた自然地域」や「身近な自然地域」を将来にわたって適切に保護し活用するため、次のような取り組みを進めます。

### 「すぐれた自然地域の保全」

#### すぐれた自然環境の保全

- 自然公園や自然環境保全地域などの指定や区域の見直しなどを進めます。

- 自然公園ごとの管理指針を策定し、自然環境と調和のとれたふれあいの場づくりを進めます。
  - ・ビジターセンターや自然観察路の整備
  - ・トイレや休憩所などの利用施設の充実
- 自然環境の現状に関する調査研究を継続的、定期的を実施します。
- 自然環境に関する基礎データの電算管理を行なう自然環境情報システムの開発を進めます。
- 「すぐれた自然地域」やすぐれた自然の要素の修正・追加などの見直しを進めます。
- 「すぐれた自然地域」の総合評価(地域評価)手法の開発に努めます。
- 市町村が策定する地域環境管理計画などにおいて、「すぐれた自然地域」の趣旨をふまえた望ましい保全目標などを明らかにすることが望まれます。

#### 野生動物の適正な保護管理

- 野生動物が生息環境とバランスのとれた形で適正に保護管理されるよう、野生動物保護管理(ワイルドライフ・マネジメント)システムの確立に努めます。
  - ・個体数(生息数)の把握及び科学的な保護管理のあり方の検討
- 鳥獣保護区を計画的に設定し、野生動物の生息環境の保全に努めます。
- 大型獣の生息域を結ぶ移動帯(回廊)を確保するため、移動ルートの実態を把握し、必要な森林などの保全に努めます。
- 絶滅のおそれのある種や減少傾向の著しい種の生息状況などに関する調査を実施し、保護対策を進めます。
- 人工増殖技術の開発を進め、種の維持に努めます。
- 野生動物による農林漁業被害を防ぐため、人と野生動物の共存が図られるような被害防除体制の確立に努めます。
- 傷病鳥獣の保護収容施設の整備に努めるとともに、大学など研究機関との連携のもとに傷病鳥獣保護収容システムを確立します。
- 鳥獣保護センターや野鳥の森の整備を進めるとともに、国とも連携して渡り鳥の保護管理に役立てるための鳥類観測ステーションの充実に努めます。

#### 「身近な自然地域」の保全と市町村の役割

##### 身近な自然の保全

- 身近な自然の資質に応じた適切な保全方法の検討を進めるとともに、各種制度の検討整備に努めます。
- 市町村が土地利用計画などの中で「身近な自然地域」を位置付けし、適切な保全について配慮することが望まれます。
- 市町村が策定する地域環境管理計画などの中で、「身近な自然地域」の趣旨をふまえ、市町村自らが望ましい保全目標などを明らかにすることが望まれます。
- 地域住民の日常生活における貴重な緑の環境として適切に利用されるよう、住民一人ひとりが自覚を高めることが望まれます。

##### 身近な自然の利用

- 都市近郊に野鳥やホタル、トンボ、カエルなど小動物が生息できる水辺、林、緑地などを確保するとともに、自然観察や自然体験のための利用施設を整備して、自然を理解し、愛護する心を育む場として活用します。
- 自然教育を推進する拠点としてモデル的な施設を整備し、保護と利用のバランスのとれた施設整備のあり方を示し、身近な自然の利用を促進します。
- 街の中に緑や花をいっぱいにする運動のプランをつくり、緑の街なみづくりなどのモデル事業を展開します。

#### 自然保護思想の普及啓発



### 自然保護教育活動の充実

- ビジターセンターやネイチャーセンターなど普及啓発のための拠点の整備を進めるとともに、普及啓発用資料(パンフレット、読本など)を作成し、自然観察会などでの活用を図ります。
- 自然観察指導者の増加と組織化及びボランティア活動の促進に努めます。
- 道が61年度から実施しているボランティア・レンジャー育成制度の充実に努めます。

### ナショナル・トラスト運動の支援

- 財産形成のための支援や制度の整備(優遇税制への配慮など)、多くの住民の運動への参加を促す普及啓発などについて検討を進めます。
  - ・ナショナル・トラスト活動団体やこの運動に関連する地権者への助成などを行う基金の 設立についての検討
- 運動の趣旨などを説明した解説書の作成・配布、キャンペーンの展開などを通して住民の運動に対する理解を深めるとともに、運動の進め方などのノウハウを提供するなど普及啓発を進めます。
- 運動の着実な発展を促すため、「北海道ナショナル・トラスト運動推進連絡会議」の組織強化を含めたバック・アップを図ります。